**○国土交通省令第三十七号**

道路法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第六号）の一部の施行に伴い、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第二項第三号、第三項及び同項第三号並びに第五項第三号並びに第二条第二項第三号、道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）第一条第一項及び同項第三号並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の二の三第一項第三号の規定に基づき、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部改正）

**第一条**　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和六十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（令第一条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合）

**第一条**　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号。以下「令」という。）第一条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。

| 事業の区分 | 国の負担の割合 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| ㈤　令第一条第二項に規定する一般国道の改築で奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域（以下単に「奄美群島区域」という。）内において行われるもののうち令第一条第一項各号のいずれかに該当するもの | 十分の七 |
| （略） | （略） |

2　令第一条第二項に規定する一般国道の改築で特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二条第一項第十八号に規定する東日本大震災復興特別会計において経理される同法第二百二十二条第二項に規定する復興事業（以下単に「復興事業」という。）に該当するものに要する費用について令第一条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる調整指数に応じ、同表の下欄に定める割合とする。

（表　略）

3・4　（略）

（令第一条第二項第三号の国土交通省令で定める要件）

**第二条**　令第一条第二項第三号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　離島振興対策実施地域若しくは奄美群島区域内において行われるもの又は復興事業に該当するもの以外のものにあっては、次の要件を満たすものであること。

イ　一般国道の改築にあっては、道路の構造、交通の状況等を勘案して地域における道路の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため特に必要と認められるものであること。

改正前

（令第一条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合）

**第一条**　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号。以下「令」という。）第一条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。

| 事業の区分 | 国の負担の割合 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| ㈤　令第一条第二項に規定する一般国道の改築で奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域内において行われるもののうち令第一条第一項各号のいずれかに該当するもの | 十分の七 |
| （略） | （略） |

2　令第一条第二項に規定する一般国道の改築で特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二条第一項第十八号に規定する東日本大震災復興特別会計において経理される同法第二百二十二条第二項に規定する復興事業に該当するものに要する費用について令第一条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる調整指数に応じ、同表の下欄に定める割合とする。

（表　略）

3・4　（略）

（令第一条第二項第三号の国土交通省令で定める要件）

**第二条**　令第一条第二項第三号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（新設）